



住宅の耐震対策は、 無料診断から！

30年以内に
89.7%

左の数値は、平成24年に国が発表した「30年以内に静岡県内で震度6弱以上の地震が発生する確率」です。巨大地震が発生した場合に大きな被害が想定される袋井市では、様々な防災対策事業を実施しています。中でも住宅の耐震対策は、市民の皆さんの命を守るためにとても重要な対策です。

心配される津波から避難するためにも、まずは地震の揺れから身を守ることが大切となります。「自分の命は自分で守る」ことができるように、住宅の耐震対策を確認してみませんか。

☎建築住宅課建築指導係 ☎44-3123 FAX44-3173

◇市では、住宅の耐震化を推進するため、「無料で耐震診断の実施」や「耐震補強計画の作成」、「耐震補強工事」を実施する場合に補助金を交付しています。

◇平成24年度までは、耐震性に劣るとされる昭和56年5月以前に建てられた木造住宅を対象に耐震対策を進めてきましたが、平成25年度からは、昭和56年6月から平成12年5月までに建てられた木造住宅も、「わが家の専門家診断(無料耐震診断)」の対象となりました。

●木造住宅耐震補強事業の流れ

1 「わが家の専門家診断」(無料耐震診断)

◇無料で専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による耐震診断が受けられます。調査・耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の場合は、耐震補強計画の作成や耐震補強工事の実施をおすすめします。

対象 平成12年5月以前に建てられた木造住宅(※平成25年度から、対象が拡大されました)

申込方法 市役所3階建築住宅課で「わが家の耐震診断申込表」に必要事項を記入して、お申し込みください。電話やファクスによる受付も行っています。

2 耐震補強計画の作成(補助制度)

◇耐震診断の評点が1.0以上(かつ、補強計画作成前の評点より0.3ポイント以上アップ)となるように、耐震補強計画を作成します。

補助額 耐震補強計画の作成に係る費用を補助します。事業の経費と次の金額を比べて少ない金額が補助額となります(図面の有無により、補助額が異なります)。

▽図面がある場合(限度額)…144,000円 ▽図面がない場合(限度額)…259,000円

対象 昭和56年5月以前に建てられた木造住宅

3 耐震補強工事の実施(補助制度)

◇作成した耐震補強計画どおりに補強工事(総合評点1.0未満のものを、1.0以上(かつ、補強計画作成前の評点より0.3ポイント以上アップ)とするような補強工事)を実施します。

補助額 耐震補強工事に係る費用を補助します。一般世帯と、高齢者のみの世帯・障害のある方等と同居している世帯の場合で限度額が異なります。

▽一般世帯(限度額)…900,000円 ▽高齢者のみの世帯・障害のある方等と同居している世帯(限度額)…1,100,000円

対象 昭和56年5月以前に建てられた木造住宅

◎戸別訪問を実施します！

◇市では、平成25年度さらなる耐震対策の推進を目指して、昭和56年5月以前に建てられた木造住宅で耐震補強工事がお済みでないお宅を戸別訪問し、補助制度の説明や耐震診断・補強の状況についてお伺いします。

◇訪問時には、市が発行した身分証明書を携帯した推進員が伺いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



◎「液化化被害軽減対策相談員制度」が創設されました！

◇平成25年度から、液化化被害に対する相談窓口として「液化化被害軽減対策相談員制度」が創設されました。お気軽に、ご相談ください。

相談窓口

☎☎ 防災課防災対策係 ☎44-3108

建築住宅課建築指導係 ☎44-3123

(公社)県建築士会西部ブロック ☎053-451-5166

